

新旧対照表

○食品衛生法施行細則

新	旧
食品衛生法施行細則	食品衛生法施行細則
昭和六十二年三月二十六日	昭和六十二年三月二十六日
規則第十九号	規則第十九号
<p>改正 昭和六三年 三月三十一日規則第 平成 三年 三月二九日規則第            二一号 二九号            平成 四年 三月二六日規則第 平成 七年十一月二一日規則第            二七号 九一号            平成一一年 四月 一日規則第 平成一二年 三月三十一日規則第            三六号 七三号            平成一三年 三月二七日規則第 平成一五年 三月 七日規則第            二八号 六号            平成一六年 三月二六日規則第 平成一七年 三月 七日規則第            三三号 二五号            平成一七年 三月二九日規則第 平成一八年 三月三十一日規則第            五二号 五〇号            平成二〇年 三月二八日規則第 平成二六年一二月二五日規則第            一九号 六九号            平成二七年一二月 四日規則第 令和 二年 五月二九日規則第            七〇号 四三号</p>	<p>改正 昭和六三年 三月三十一日規則第 平成 三年 三月二九日規則第            二一号 二九号            平成 四年 三月二六日規則第 平成 七年十一月二一日規則第            二七号 九一号            平成一一年 四月 一日規則第 平成一二年 三月三十一日規則第            三六号 七三号            平成一三年 三月二七日規則第 平成一五年 三月 七日規則第            二八号 六号            平成一六年 三月二六日規則第 平成一七年 三月 七日規則第            三三号 二五号            平成一七年 三月二九日規則第 平成一八年 三月三十一日規則第            五二号 五〇号            平成二〇年 三月二八日規則第 平成二六年一二月二五日規則第            一九号 六九号            平成二七年一二月 四日規則第 令和 二年 五月二九日規則第            七〇号 四三号</p>
<p><u>令和 三年 五月二八日規則第</u>  <u>二五号</u></p>	
食品衛生法施行細則	食品衛生法施行細則
(趣旨)	(趣旨)
<p>第一条 この規則は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「施行令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）及び食品衛生法施行条例（平成十二年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この規則は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「施行令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）及び食品衛生法施行条例（平成十二年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

新	旧
<p>一部改正〔平成一二年規則七三号・令和二年四三号〕  (当該職員)</p> <p>第二条 法第十条第一項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十九条第一項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三十九条第一項に規定する知事が指定する者とする。  一部改正〔平成三年規則二九号・一六年三三号・令和二年四三号〕  (製品検査)</p> <p>第三条 施行規則第二十四条の申請書は、製品検査申請書（別記第一号様式）によるものとする。  2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙（別記第二号様式）をはり、これらを封紙（別記第三号様式）により密封して封印しなければならない。  一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号〕  (製品検査の合格の表示)</p> <p>第四条 施行規則第二十六条の規定による合格証をもつて製品の容器包装に封を施すときは、食品衛生監視員の立会いの下で行わなければならない。  一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号〕  (検査命令書)</p> <p>第五条 施行令第五条第一項の検査命令書は、検査命令書（別記第四号様式）によるものとする。  2 前項の検査命令書に記載する試験品の採取数量は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、試験品の採取数量を変更することができる。  一部改正〔平成一一年規則三六号・一二年七三号・一三年二八号・一六年三三号〕  (検査命令による検査)</p> <p>第六条 施行規則第二十八条第一項の申請書は、検査申請書（別記第五号様式）によるものとする。  2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙（別記第二号様式）をはり、これらを封紙</p>	<p>一部改正〔平成一二年規則七三号・令和二年四三号〕  (当該職員)</p> <p>第二条 法第十条第一項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十九条第一項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三十九条第一項に規定する知事が指定する者とする。  一部改正〔平成三年規則二九号・一六年三三号・令和二年四三号〕  (製品検査)</p> <p>第三条 施行規則第二十四条の申請書は、製品検査申請書（別記第一号様式）によるものとする。  2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙（別記第二号様式）をはり、これらを封紙（別記第三号様式）により密封して封印しなければならない。  一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号〕  (製品検査の合格の表示)</p> <p>第四条 施行規則第二十六条の規定による合格証をもつて製品の容器包装に封を施すときは、食品衛生監視員の立会いの下で行わなければならない。  一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号〕  (検査命令書)</p> <p>第五条 施行令第五条第一項の検査命令書は、検査命令書（別記第四号様式）によるものとする。  2 前項の検査命令書に記載する試験品の採取数量は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、試験品の採取数量を変更することができる。  一部改正〔平成一一年規則三六号・一二年七三号・一三年二八号・一六年三三号〕  (検査命令による検査)</p> <p>第六条 施行規則第二十八条第一項の申請書は、検査申請書（別記第五号様式）によるものとする。  2 前項の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、試験品を採取し、その試料を適当な容器に納めた後、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙（別記第二号様式）をはり、これらを封紙</p>

新	旧
<p>(別記第三号様式)により密封して封印しなければならない。 一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号〕 (収去に関する物品の交付)</p>	<p>(別記第三号様式)により密封して封印しなければならない。 一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号〕 (収去に関する物品の交付)</p>
<p>第七条 法第二十八条第一項の規定により食品衛生監視員が収去する場合において、営業者から求めがあるときは、事情の許す限り、その物品の一部を封紙(別記第三号様式)により密封して封印し、交付しなければならない。 一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号〕 (食品衛生管理者の届書)</p>	<p>第七条 法第二十八条第一項の規定により食品衛生監視員が収去する場合において、営業者から求めがあるときは、事情の許す限り、その物品の一部を封紙(別記第三号様式)により密封して封印し、交付しなければならない。 一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号〕 (食品衛生管理者の届書)</p>
<p>第八条 施行規則第四十九条第一項の届書は、<u>食品衛生管理者選任(変更)届</u>(別記第六号様式)によるものとする。 一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号・<u>令和三年二五号</u>〕 (営業の許可の申請等)</p>	<p>第八条 施行規則第四十九条第一項の届書は、<u>食品衛生管理者設置(変更)届</u>(別記第六号様式)によるものとする。 一部改正〔平成一三年規則二八号・一六年三三号〕 (営業の許可の申請等)</p>
<p>第九条 施行規則<u>第六十七条</u>の申請書は、<u>営業許可申請書・営業届(新規、継続)</u>(別記第七号様式)によるものとする。 (削る)</p> <p><u>2 前項</u>の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、その施設が条例第二条に規定する基準に適合するかどうかを実地に検査しなければならない。 一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一三年二八号・一六年三三号・令和二年四三号・<u>三年二五号</u>〕 (許可証)</p>	<p>第九条 施行規則<u>第六十七条第一項</u>の申請書は、<u>食品営業許可申請書(新規・継続)</u>(別記第七号様式)によるものとする。 <u>2 施行規則第六十七条第二項の申請書は、食品営業許可申請書(新規・継続)によるものとする。</u></p>
<p><u>2 前項</u>の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、その施設が条例第二条に規定する基準に適合するかどうかを実地に検査しなければならない。 一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一三年二八号・一六年三三号・令和二年四三号・<u>三年二五号</u>〕 (許可証)</p>	<p><u>3 前各項</u>の申請書を受理したときは、食品衛生監視員は、その施設が条例第二条に規定する基準に適合するかどうかを実地に検査しなければならない。 一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一三年二八号・一六年三三号・令和二年四三号〕 (許可証)</p>
<p>第十条 知事は、法<u>第五十五条第一項</u>の規定により営業の許可をしたときは、<u>営業許可証</u>(別記第八号様式)を交付するものとする。 2 前項の<u>営業許可証</u>の交付を受けた者は、これを営業所内の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。 一部改正〔平成七年規則九一号・一一年三六号・一二年七三号・一三年二八号・一六年三三号・<u>令和三年二五号</u>〕 (許可営業者の承継の届出書)</p>	<p>第十条 知事は、法<u>第五十二条第一項</u>の規定により営業の許可をしたときは、<u>食品営業許可証</u>(別記第八号様式)を交付するものとする。 2 前項の<u>食品営業許可証</u>の交付を受けた者は、これを営業所内の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。 一部改正〔平成七年規則九一号・一一年三六号・一二年七三号・一三年二八号・一六年三三号〕 (許可営業者の承継の届出書)</p>
<p>第十一条 施行規則第六十八条第一項、<u>第六十九条第一項及び第七十条第一項の届出書は、地位承継届</u>(別記第九号様式)によるものとする。 追加〔平成七年規則九一号〕、一部改正〔平成一二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三号・<u>令和三年二五号</u>〕 (営業の届出書)</p>	<p>第十一条 施行規則第六十八条第一項の届出書は、<u>食品営業許可承継届(相続)</u>(別記第九号様式)によるものとする。 追加〔平成七年規則九一号〕、一部改正〔平成一二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三号〕</p>

新	旧
<p><u>第十二条</u> 施行規則第七十条の二の届出書は、<u>営業許可申請書・営業届（新規、継続）（別記第七号様式）</u>によるものとする。</p> <p>追加〔平成七年規則九一号〕、一部改正〔平成一二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三号〕、<u>全部改正〔令和三年二五号〕</u></p> <p>(削る)</p> <p>(変更の届出)</p>	<p><u>第十二条</u> 施行規則第六十九条第一項の届出書は、<u>食品営業許可承継届（合併）（別記第十号様式）</u>によるものとする。</p> <p>追加〔平成七年規則九一号〕、一部改正〔平成一二年規則七三号・一三年二八号・一六年三三号〕</p>
<p><u>第十三条</u> 施行規則第七十一条に規定する届出は、<u>営業許可申請書・営業届（変更）（別記第十号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一六年三三号・<u>令和三年二五号</u>〕</p> <p><u>（廃業の届出書）</u></p>	<p><u>第十三条</u> 施行規則第七十条第一項の届出書は、<u>食品営業許可承継届（分割）（別記第十一号様式）</u>によるものとする。</p> <p>追加〔平成一三年規則二八号〕、一部改正〔平成一六年規則三三号〕</p> <p>(申請事項の変更の届出)</p>
<p><u>第十四条</u> 施行規則第七十一条の二の届出書は、<u>営業許可申請書・営業届（廃業）（別記第十一号様式）</u>によるものとする。</p> <p><u>追加〔令和三年二五号〕</u></p> <p>(削る)</p> <p>(適用除外)</p>	<p><u>第十四条</u> 施行規則第七十一条に規定する届出は、<u>食品営業許可申請事項変更届（別記第十二号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一六年三三号〕</p> <p>(新設)</p> <p><u>（廃業の届出）</u></p>
<p><u>第十五条</u> この規則（第一条を除く。）の規定は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。</p> <p>追加〔平成四年規則二七号〕、一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一五年六号・二〇年一九号〕</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。</p> <p>(食品衛生法施行細則の廃止)</p> <p>2 食品衛生法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第四十九号）は、廃止する。</p>	<p><u>第十五条</u> <u>法第五十二条第一項の規定により営業の許可を受けた者は、当該営業を廃止したときは、速やかに廃業届（別記第十三号様式）により、その旨を届け出なければならない。ただし、当該営業の廃止が、当該許可を受けた者の死亡による場合にあつてはその相続人が、当該許可を受けた法人の解散による場合にあつてはその清算人が届け出なければならない。</u></p> <p><u>一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一六年三三号〕</u></p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第十六条</u> この規則（第一条を除く。）の規定は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。</p> <p>追加〔平成四年規則二七号〕、一部改正〔平成七年規則九一号・一二年七三号・一五年六号・二〇年一九号〕</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。</p> <p>(食品衛生法施行細則の廃止)</p> <p>2 食品衛生法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第四十九号）は、廃止する。</p>

新	旧
<p>(経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の際現に廃止前の食品衛生法施行細則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により交付されている許可証等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。</p> <p>附 則（昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号） この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三年三月二十九日規則第二十九号） この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定及び同条の改正規定（「当該吏員」を「当該職員」に改める部分に限る。）は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成四年三月二十六日規則第二十七号） この規則は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成七年十一月二十一日規則第九十一号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成七年十一月二十四日から施行する。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の際現に廃止前の食品衛生法施行細則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により交付されている許可証等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。</p> <p>附 則（昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号） この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三年三月二十九日規則第二十九号） この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定及び同条の改正規定（「当該吏員」を「当該職員」に改める部分に限る。）は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成四年三月二十六日規則第二十七号） この規則は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成七年十一月二十一日規則第九十一号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成七年十一月二十四日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第十二条第一項及び第三項の規定による申請書により提出されているものは、改正後の食品衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第十二条第一項及び第二項の規定による申請書により提出されているものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の日前に改正前の規則の規定により調製した申請書等については、この規則の施行の日以後においても、平成九年三月三十一日までは所要の調製をして使用することができる。</p> <p>4 平成九年三月三十一日までに調製される弁当であつて自動販売機を利用して行う営業に係るものの取扱いについては、改正後の規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則（平成十一年四月一日規則第三十六号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第十二条第一項及び第三項の規定による申請書により提出されているものは、改正後の食品衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第十二条第一項及び第二項の規定による申請書により提出されているものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の日前に改正前の規則の規定により調製した申請書等については、この規則の施行の日以後においても、平成九年三月三十一日までは所要の調製をして使用することができる。</p> <p>4 平成九年三月三十一日までに調製される弁当であつて自動販売機を利用して行う営業に係るものの取扱いについては、改正後の規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則（平成十一年四月一日規則第三十六号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>

新	旧
<p>2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第十三条第一項の規定により交付されている食品営業許可証については、改正後の食品衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第十三条第一項の規定により交付されている食品営業許可証とみなす。</p>	<p>2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第十三条第一項の規定により交付されている食品営業許可証については、改正後の食品衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第十三条第一項の規定により交付されている食品営業許可証とみなす。</p>
<p>3 この規則の施行の際現に改正前の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届については、改正後の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届とみなす。 附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十三号） （施行期日）</p>	<p>3 この規則の施行の際現に改正前の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届については、改正後の規則第十六条の規定により提出されている食品営業許可申請事項変更届とみなす。 附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十三号） （施行期日）</p>
<p>1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十三年三月二十七日規則第二十八号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則（平成十五年三月七日規則第六号） この規則は、平成十五年四月一日から施行する。 附 則（平成十六年三月二十六日規則第三十三号） （施行期日）</p>	<p>1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十三年三月二十七日規則第二十八号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則（平成十五年三月七日規則第六号） この規則は、平成十五年四月一日から施行する。 附 則（平成十六年三月二十六日規則第三十三号） （施行期日）</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号） （施行期日）</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号） （施行期日）</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十七年三月二十九日規則第五十二号）</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十七年三月二十九日規則第五十二号）</p>

新	旧																																																				
<p>この規則は、平成十七年四月一日から施行する。  附 則（平成十八年三月三十一日規則第五十号）  この規則は、平成十八年四月一日から施行する。  附 則（平成二十年三月二十八日規則第十九号）  この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  附 則（平成二十六年十二月二十五日規則第六十九号）  この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。  附 則（平成二十七年十二月四日規則第七十号）  この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  附 則（令和二年五月二十九日規則第四十三号）  この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第二条の改正規定（「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和三年五月二八日規則第二十五号）</u>  <u>（施行期日）</u>  1 <u>この規則は、令和三年六月一日から施行する。</u>  <u>（経過措置）</u>  2 <u>この規則の施行前に、改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</u></p> <p>別表（第五条第二項）  一 食品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>包装形態</th> <th>ロットの大きさ</th> <th>検体採取のための開梱数</th> <th>検体採取量（キログラム）</th> <th>検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>添加物（均一に分布するもの）</td> <td>特定せず</td> <td>一以上</td> <td>一</td> <td>〇・三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">添加物（不均一に分布するもの）</td> <td rowspan="3">特定せず</td> <td>五〇以下</td> <td>二</td> <td>〇・三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>五一以上五〇〇以下</td> <td>三</td> <td>〇・三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>五〇一以上三、二〇〇以下</td> <td>五</td> <td>〇・三</td> <td>一</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	包装形態	ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量（キログラム）	検体数	添加物（均一に分布するもの）	特定せず	一以上	一	〇・三	一	添加物（不均一に分布するもの）	特定せず	五〇以下	二	〇・三	一	五一以上五〇〇以下	三	〇・三	一	五〇一以上三、二〇〇以下	五	〇・三	一	<p>この規則は、平成十七年四月一日から施行する。  附 則（平成十八年三月三十一日規則第五十号）  この規則は、平成十八年四月一日から施行する。  附 則（平成二十年三月二十八日規則第十九号）  この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  附 則（平成二十六年十二月二十五日規則第六十九号）  この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。  附 則（平成二十七年十二月四日規則第七十号）  この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  附 則（令和二年五月二十九日規則第四十三号）  この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第二条の改正規定（「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。</p> <p>別表（第五条第二項）  一 食品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>包装形態</th> <th>ロットの大きさ</th> <th>検体採取のための開梱数</th> <th>検体採取量（キログラム）</th> <th>検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>添加物（均一に分布するもの）</td> <td>特定せず</td> <td>一以上</td> <td>一</td> <td>〇・三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">添加物（不均一に分布するもの）</td> <td rowspan="3">特定せず</td> <td>五〇以下</td> <td>二</td> <td>〇・三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>五一以上五〇〇以下</td> <td>三</td> <td>〇・三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>五〇一以上三、二〇〇以下</td> <td>五</td> <td>〇・三</td> <td>一</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	包装形態	ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量（キログラム）	検体数	添加物（均一に分布するもの）	特定せず	一以上	一	〇・三	一	添加物（不均一に分布するもの）	特定せず	五〇以下	二	〇・三	一	五一以上五〇〇以下	三	〇・三	一	五〇一以上三、二〇〇以下	五	〇・三	一
検査項目	包装形態	ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量（キログラム）	検体数																																																
添加物（均一に分布するもの）	特定せず	一以上	一	〇・三	一																																																
添加物（不均一に分布するもの）	特定せず	五〇以下	二	〇・三	一																																																
		五一以上五〇〇以下	三	〇・三	一																																																
		五〇一以上三、二〇〇以下	五	〇・三	一																																																
検査項目	包装形態	ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量（キログラム）	検体数																																																
添加物（均一に分布するもの）	特定せず	一以上	一	〇・三	一																																																
添加物（不均一に分布するもの）	特定せず	五〇以下	二	〇・三	一																																																
		五一以上五〇〇以下	三	〇・三	一																																																
		五〇一以上三、二〇〇以下	五	〇・三	一																																																


新						旧					
		三、二〇一以上	八	〇・三	一			三、二〇一以上	八	〇・三	一
微生物	特定せ ず	一五〇以下	三	一・〇	一	微生物	特定せ ず	一五〇以下	三	一・〇	一
		一五一以上一、二〇〇以下	五	一・〇	一			一五一以上一、二〇〇以下	五	一・〇	一
		一、二〇一以上	八	一・〇	一			一、二〇一以上	八	一・〇	一
二 添加物						二 添加物					
品目		試験品の数量				品目		試験品の数量			
法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物（タール色素を除く。）		三〇〇キログラム（知事は、製造の工程、方法等からみて公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを上回る量とすることができる。）までごとに必要最小量				法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物（タール色素を除く。）		三〇〇キログラム（知事は、製造の工程、方法等からみて公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを上回る量とすることができる。）までごとに必要最小量			
三 器具又は容器包装						三 器具又は容器包装					
品目		ロットを形成する製品数		試験品の数量		品目		ロットを形成する製品数		試験品の数量	
食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器				ロットごとに三個		食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器				ロットごとに三個	
一 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によつて製造されたもの				三個		一 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によつて製造されたもの				三個	
二 一以外の焼成窯によつて製造されたもの		八〇〇個以下		五個		二 一以外の焼成窯によつて製造されたもの		八〇〇個以下		五個	
		八〇一個以上一、三〇〇個以下		七個				八〇一個以上一、三〇〇個以下		七個	
		一、三〇一個以上三、二〇〇個以下		一〇個				一、三〇一個以上三、二〇〇個以下		一〇個	
		三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下		一五個				三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下		一五個	
		八、〇〇一個以上						八、〇〇一個以上			
フェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器		八〇〇個以下		三個		フェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器		八〇〇個以下		三個	
		八〇一個以上一、三〇〇個以下		五個				八〇一個以上一、三〇〇個以下		五個	
		一、三〇一個以上三、二〇〇個以下		七個				一、三〇一個以上三、二〇〇個以下		七個	
		三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下		一〇個				三、二〇一個以上八、〇〇〇個以下		一〇個	
		八、〇〇一個以上		一五個				八、〇〇一個以上		一五個	



新	旧
全部改正〔平成一二年規則七三号〕、一部改正〔平成一六年規則三三号・令和二年四三号〕	全部改正〔平成一二年規則七三号〕、一部改正〔平成一六年規則三三号・令和二年四三号〕

新	旧
<p>第一号様式 (第三条第一項) 一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号・<u>令和3年25号</u>〕</p> <p style="text-align: center;">第一号様式 (第三条第一項)</p> <p style="text-align: center;">製 品 検 査 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千葉県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>食品衛生法第25条第1項に規定する製品検査を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 製品の名称</li> <li>2 製造所又は加工所 名 称 所在地</li> <li>3 食品衛生管理者の氏名</li> <li>4 製造年月日 年 月 日</li> <li>5 申請数量</li> <li>6 小分け容器の容量別個数</li> <li>7 製造者において検査を行った場合は、その成績</li> </ol>	<p>第一号様式 (第三条第一項) 一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕</p> <p style="text-align: center;">第一号様式 (第三条第一項)</p> <p style="text-align: center;">製 品 検 査 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千葉県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 <span style="color: red;">印</span></p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>食品衛生法第25条第1項に規定する製品検査を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 製品の名称</li> <li>2 製造所又は加工所 名 称 所在地</li> <li>3 食品衛生管理者の氏名</li> <li>4 製造年月日 年 月 日</li> <li>5 申請数量</li> <li>6 小分け容器の容量別個数</li> <li>7 製造者において検査を行った場合は、その成績</li> </ol> <p style="color: red;">注 個人が申請する場合は、押印を省略することができる。</p>

新	旧																																																						
<p>第二号様式            (第三条第二項及び第六条第二項)            一部改正〔平成13年規則28号・<u>令和3年25号</u>〕</p> <p style="text-align: center;">第二号様式 (第三条第二項及び第六条第二項)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">標</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>申請者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>製品の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>製造又は加工の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>申請数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>小分け容器又は包装の容量別個数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>採取量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>採取年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>試料を採取した食品衛生監視員の氏名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		標	紙	1	申請者氏名		2	製品の名称		3	製造又は加工の年月日		4	申請数量		5	小分け容器又は包装の容量別個数		6	採取量		7	採取年月日		8	試料を採取した食品衛生監視員の氏名		<p>第二号様式            (第三条第二項及び第六条第二項)            一部改正〔平成13年規則28号〕</p> <p style="text-align: center;">第二号様式 (第三条第二項及び第六条第二項)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">標</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>申請者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>製品の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>製造又は加工の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>申請数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>小分け容器又は包装の容量別個数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>採取量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>採取年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>試料を採取した食品衛生監視員の氏名、<u>印</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		標	紙	1	申請者氏名		2	製品の名称		3	製造又は加工の年月日		4	申請数量		5	小分け容器又は包装の容量別個数		6	採取量		7	採取年月日		8	試料を採取した食品衛生監視員の氏名、 <u>印</u>	
	標	紙																																																					
1	申請者氏名																																																						
2	製品の名称																																																						
3	製造又は加工の年月日																																																						
4	申請数量																																																						
5	小分け容器又は包装の容量別個数																																																						
6	採取量																																																						
7	採取年月日																																																						
8	試料を採取した食品衛生監視員の氏名																																																						
	標	紙																																																					
1	申請者氏名																																																						
2	製品の名称																																																						
3	製造又は加工の年月日																																																						
4	申請数量																																																						
5	小分け容器又は包装の容量別個数																																																						
6	採取量																																																						
7	採取年月日																																																						
8	試料を採取した食品衛生監視員の氏名、 <u>印</u>																																																						

新	旧
<p>第三号様式            (第三条第二項、第六条第二項及び第七条)            一部改正〔昭和63年規則21号・平成13年28号・<u>令和3年25号</u>〕</p> <p style="text-align: center;">第三号様式 (第三条第二項、第六条第二項及び第七条)</p> <p style="text-align: center;">封 紙</p> <p>(所 属)</p> <p style="text-align: right;">食品衛生監視員</p> <p>指示なくこれを<u>剥がして</u>はならない。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日封印</p>	<p>第三号様式            (第三条第二項、第六条第二項及び第七条)            一部改正〔昭和63年規則21号・平成13年28号〕</p> <p style="text-align: center;">第三号様式 (第三条第二項、第六条第二項及び第七条)</p> <p style="text-align: center;">封 紙</p> <p>(所 属)</p> <p style="text-align: right;">食品衛生監視員 </p> <p>指示なくこれを<u>はがして</u>はならない。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日封印</p>

新

第四号様式

(第五条第一項)

一部改正〔平成13年規則28号・16年33号・17年52号・27年70号〕

千葉県衛生第 号

検 査 命 令 書

住 所  
氏 名

食品衛生法第26条第1項の規定により、下記のとおり検査を受けることを命ずる。  
なお、当該製品については、検査の結果、合格した旨の通知を受けるまで、販売し、  
販売の用に供するため陳列し、又は営業上使用してはならない。

年 月 日

千葉県知事 印

記

- 1 検査を受けるべき製品  
分 類  
名 称
- 2 製造所又は加工所  
名 称  
所在地
- 3 検査を受けるべき製品の製造又は加工の期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 検査項目
- 5 検査方法
- 6 試験品の採取方法及び数量
- 7 検査を受けるべきことを命じる具体的理由

教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

旧

第四号様式

(第五条第一項)

一部改正〔平成13年規則28号・16年33号・17年52号・27年70号〕

千葉県衛生第 号

検 査 命 令 書

住 所  
氏 名

食品衛生法第26条第1項の規定により、下記のとおり検査を受けることを命ずる。  
なお、当該製品については、検査の結果、合格した旨の通知を受けるまで、販売し、  
販売の用に供するため陳列し、又は営業上使用してはならない。

年 月 日

千葉県知事 印

記

- 1 検査を受けるべき製品  
分 類  
名 称
- 2 製造所又は加工所  
名 称  
所在地
- 3 検査を受けるべき製品の製造又は加工の期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 検査項目
- 5 検査方法
- 6 試験品の採取方法及び数量
- 7 検査を受けるべきことを命じる具体的理由

教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

新

第五号様式

(第六条第一項)

一部改正 [平成12年規則73号・13年28号・16年33号・令和3年25号]

第五号様式 (第六条第一項)

検 査 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
氏 名

(法人にあつては、名称、主  
たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名)

食品衛生法第26条第1項に規定する製品検査を受けたいので、下記のとおり申請しま  
す。

記

- 1 製品の名称
- 2 製造所又は加工所  
名 称  
所在地
- 3 製造又は加工の年月日 年 月 日
- 4 ロット番号
- 5 申請数量

添付書類 検査命令書の写し

旧

第五号様式

(第六条第一項)

一部改正 [平成12年規則73号・13年28号・16年33号]

第五号様式 (第六条第一項)

検 査 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
氏 名

(法人にあつては、名称、主  
たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名)

食品衛生法第26条第1項に規定する製品検査を受けたいので、下記のとおり申請しま  
す。

記

- 1 製品の名称
- 2 製造所又は加工所  
名 称  
所在地
- 3 製造又は加工の年月日 年 月 日
- 4 ロット番号
- 5 申請数量

添付書類 検査命令書の写し

注 個人が申請する場合は、押印を省略することができます。

新

第六号様式  
(第八条)

一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕、全部改正〔令和3年25号〕

第六号様式 (第八条)

年 月 日

千葉県知事 様

整理番号:  
※届出者による記載は不要です。

### 食品衛生管理者選任 (変更) 届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任 (変更) したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。(※営業許可申請書・営業届に添付する場合であつて、内容が重複する項目 (二重枠内の項目) は記載を省略することができます。)

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
〔ふりがな〕		
届出者氏名 ※法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名		
年 月 日生		
施設情報の所在地 〔ふりがな〕		
施設の名称、屋号、商号		
令第13条に規定する食品又は添加物の別	①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ②加糖粉乳 ③調製粉乳 ④食肉製品 ⑤飲料糖用粉乳食品 ⑥魚肉ハム ⑦マーガリン ⑧食肉ソーセージ ⑨ソーティング ⑩食用油脂 (脱色又は脱臭を経て製造されるもの) ⑪マーガリン ⑫添加物 (当該13条第1項の規定により規格が定められたもの)	
食品衛生管理者情報の氏名	〔ふりがな〕	
住所	年 月 日生	
職名		
職種		
職務内容		
選任 (変更) 年月日	年 月 日	
備考	添付書類 〔ふりがな〕	□履歴書 □資格等を証する書面 □営業者に対する関係を証する書面
	電話番号	
	担当者 氏名	

旧

第六号様式  
(第八条)

一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕

第六号様式 (第八条)

食品衛生管理者設置 (変更) 届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名 印

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

食品衛生管理者を設置 (変更) したいので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別
- 施設の名称及び所在地
- 食品衛生管理者の氏名、住所及び生年月日
- 食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容
- 食品衛生管理者の設置又は変更の年月日

添付書類

- 食品衛生管理者の履歴書
  - 食品衛生法第48条第6項各号のいずれかに該当することを証する書面
  - 営業者に対する関係を証する書面
- 注 個人が届け出る場合は、押印を省略することができる。

新

第七号様式

(第九条第一項及び第十二条)

全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕、全部改正〔令和3年25号〕

第七号様式(第九条第一項及び第十二条) (許可・届出共通)

年 月 日 電話番号: ※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。〔□〕

Form with sections: 申請者・届出者情報, 施設情報, 営業形態情報, 食品衛生責任者の氏名, 主として取り扱う食品・添加物・器具又は容器包装, 自動販売機の設置, HACCPの取組, 営業形態, 届出者

旧

第七号様式

(第九条第一項及び第二項)

全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕

第七号様式(第九条第一項及び第二項)

年 月 日

千葉県知事 様

住所 郵便番号 フリガナ 氏名 印 電話番号 年 月 日生

〔法人にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

食品営業許可申請書(新規・継続)

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

Table with columns: 営業所の所在地, 電話番号, 営業所の名称, 営業設備の概要, 許可番号及びその年月日, 営業の種類, 備考

添付書類 営業設備の構造を記載した図面(平面図)

- 注 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。 2 許可番号等の欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可の番号及びその年月日を記載すること。 3 申請者の欠格事項の欄は、法人にあつてはその職務を行う役員を含むものとし、当該事項がないときは「な」と記載し、あるときはその内容を記載すること。 4 添付書類は、新規許可申請の場合のみ添付すること。



(許可のみ)

法第55条第2項関係 (1) 食品衛生法又は関係法令に基づき処分を要し、その処分を要するが、又は処分を要するがなくなった日から起算して2年を経過していないこと (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと (3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	該当は 否 <input type="checkbox"/>
令第13条に規定する食品又は添加物の別 ①①食品類 (総量が1,400グラム以下である品に限定されるもの) ②②加糖粉類 ③③食用パン ④④食用油脂 (原色又は原臭の維持を要するもの) ⑤⑤調味料類 ⑥⑥食用ソーセージ ⑦⑦マーガリン ⑧⑧漬物類 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ⑨⑨食用穀類 ⑩⑩飲料類 ⑪⑪シートの類	資格の種類 講習会名称 年 月 日 受講した講習員
使用水の種類 ① 水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に使用する水	自動取給設備等 非自動取給において調理をする営業の場合
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
食品衛生管理者の氏名 (食品衛生管理者選任 (変更) 届) も別紙の表 (よりがな) ふくご処理者氏名 ※ふくご処理する営業の場合	講習会名称 年 月 日 受講した講習員 講習番号等
施設の種類 <input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可) <input type="checkbox"/> (飲用に使用する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
営業を譲り受けたことを証する旨	<input type="checkbox"/>
許可番号及び許可年月日 1 年 月 日 2 年 月 日 3 年 月 日 4 年 月 日	営業の種類 備考

第七号様式 (第九条第一項及び第二項)

別紙 営業設備の概要

種	建築様式	木造 鉄筋コンクリート 木造モルタル その他 ( )	
	面積	新築 改装 増築 既存	自家 借家
物	位置	調理場又は作業場 m <sup>2</sup> 客席 m <sup>2</sup>	
	位置	設けられた 防犯部分	
材	天井	石膏 板張 金属板 耐火ボード その他 ( )	
	内装	床面から m 板張 コンクリート タイル その他 ( )	
業	床	板張 コンクリート タイル その他 ( )	
	採光照明	自然光線 (窓 簾戸) 照度 W 種	
場	換気	フード (有 無) 換気扇 台	
	防虫防鼠	窓 (網戸 有) 出入口 ( ) 排水口 ( )	
備	洗浄設備	流水式 槽式 個	
	従事者専用手洗い	流水式 (手指消毒薬付) 箇所	
自	食器戸棚	ガラス戸 ステンレス戸 網戸 板戸 簾戸	
	冷蔵設備	冷凍冷蔵庫 (ショーケース) 台 温度計 有	
動	食器洗	熱湯 蒸気 薬剤 その他 ( )	
	酒 毒	熱湯 蒸気 薬剤 その他 ( )	
車	飲用水	水道水 井戸水 (水質検査 年 月 日) (滅菌機 有 無)	
	廃棄物容器	ふた付 個	
庫	便 所	専用 共同 くみ取り 簡易水洗 水洗 防虫網等 有 手洗い設備 流水式 手指消毒薬付	
	車両の種類、型式	車両登録番号	
庫	車両の構造	バス型 コンテナ式 その他	
	車内作業場及び食品取扱設備	上の表の作業場及び食品取扱設備の各該当欄に記入すること	
庫	給水設備及び汚物処理設備	排水 用水	水道水 井戸水 給水タンク 容量 個

新

旧

第七号様式（第九条第一項及び第二項）

		薬物容器	ふた付 個	汚水貯留	
				設 備	

自動販売機	品 目		台数	台
	使 用 水	水道水 井戸水	カートリッジの有無	有 無
	機内温度計	有 無	薬物容器	個
	設置場所	屋内 屋外		

その他特記事項	食品衛生管理者
	食品衛生責任者

新

第八号様式

(第十条第一項)

全部改正〔平成17年規則52号〕、一部改正〔平成27年規則70号、令和3年25号〕

第八号様式（第十条第一項）

(表 面)

許可番号

営業許可証

営業者住所  
営業者氏名

年 月 日付けで申請のあつた営業については、食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日

千葉県知事 印

記

1. 営業の所在地
2. 営業の種類
3. 営業所の名称  
屋号又は店号
4. 有効期間
5. 備考

注

- 1 営業者は、本許可証を営業所の見やすい場所に掲示してください。
- 2 裏面に行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示があります。

旧

第八号様式

(第十条第一項)

全部改正〔平成17年規則52号〕、一部改正〔平成27年規則70号〕

(表 面)

食品営業許可証

住所  
氏名

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

年 月 日

千葉県知事 印

記

- 1 営業の種類
- 2 営業所の名称  
屋号又は店号
- 3 営業所所在地
- 4 許可番号 第 一 号
- 5 許可の有効期限 年 月 日
- 6 許可の条件

注

- 1 営業者は、本許可証を営業所の見やすい場所に掲示してください。
- 2 裏面に行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示があります。

新

(裏面)

教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

旧

(裏面)

教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

新

第九号様式  
(第十一条)

追加〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕、全部改正〔令和3年25号〕

第九号様式(第十一条)

年 月 日

整理番号:

※申請書、届出書による記載は不要です。

千葉県知事 様

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継(相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請書または届出書の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国及び県の事務に必要な程度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	届出書住所 ※法人にあつては、所在地		
被相続人の情報	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
	届出書氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
	被相続人の続柄		
被相続人の住所	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
合併により承継した法人	合併により承継した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により承継した法人の所在地	年 月 日	
	届出書住所	□登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)	
分割前の法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
分割前の法人の住所	分割前の法人の所在地	年 月 日	
	届出書住所	□登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)	

旧

第九号様式  
(第十一条)

追加〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号〕

第九号様式(第十一条)

食品営業許可承継届(相続)

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

郵便番号

フリガナ

氏 名 姓

電話番号

年 月 日生

被相続人との続柄

相続による許可営業者の地位の承継について、食品衛生法施行規則第68条の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人の氏名及び住所	
相続開始の年月日	年 月 日
営業所所在地	
現に受けている許可の番号及びその年月日	営業の種類 備 考
1 第 一 号	
2 第 二 号	
3 第 三 号	
4 第 四 号	
5 第 五 号	

届付書類

1 戸籍簿本

2 相続人が二人以上ある場合において、その全員同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

注 届出書は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

新

旧

営業 施設 情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	..... (ふりがな) 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	..... (ふりがな) 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	..... (ふりがな) 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

新

第十号様式  
(第十三条)

全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号・17年25号・18年50号〕、全部改正〔令和3年25号〕

第十号様式（第十三条）

（許可・届出共通）

※二重枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。  
※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日  
整理番号：  
※申請書、届出書による記載は不要です。

千葉県知事 様

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請書または届出書の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者 届出者	郵便番号： _____	電話番号： _____	FAX番号： _____
	電子メールアドレス： _____	法人番号： _____	
申請者・届出者住所	※法人にあっては、所在地		
(フリガナ)			
申請者・届出者氏名	※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
	年 月 日生		
実施施設 届出施設	郵便番号： _____	電話番号： _____	FAX番号： _____
	電子メールアドレス： _____		
施設の所在地			
(フリガナ)			
施設の名称、屋号又は商号			
(フリガナ)	業種の種類	食料の種類	食料・食品・薬・酒・船舶・土畜・文具
食品衛生責任者の氏名	※申請書に提出された氏名又は届出書に提出された氏名を記入してください。	所属した講習会	都道府県知事等の講習会（選正と認める場合を含む）
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	講習会名称	年 月 日
自動販売機の型番	届出		
HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>		
輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>		
※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			
営業形態 届出形態	営業の形態	備考	
	1		
	2		
	3		
担当者氏名	(フリガナ) _____ 電話番号 _____		

旧

第十号様式  
(第十二条)

全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・13年28号・16年33号・17年25号・18年50号〕

第十号様式（第十二条）

食品営業許可承継届（合併）

年 月 日

千葉県知事 様

フリガナ  
名 稱 \_\_\_\_\_  
フリガナ  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 職 \_\_\_\_\_  
主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
郵便番号 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

合併による許可営業者の地位の承継について、食品衛生法施行規則第69条の規定により、次のとおり届け出ます。

合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
合併の年月日	年 月 日
営業所所在地	
現在受けている許可の番号及びその年月日	営業の種類 備考
1 第 一 号 年 月 日	
2 第 一 号 年 月 日	
3 第 一 号 年 月 日	
4 第 一 号 年 月 日	
5 第 一 号 年 月 日	

届付書類 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

新

旧

(許可のみ)

法第55条第2項関係 (1) 食品衛生法又は同法に基づく処分違反して罰に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していないこと。 (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。 (3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	該当には 否 <input type="checkbox"/>														
	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (原産が1,600グラム以下である向に取られたもの) <input type="checkbox"/> ②加工粉乳 <input type="checkbox"/> ③食肉ハム <input type="checkbox"/> ④食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) 令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ⑤調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥食肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ⑨食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑩放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング														
(ふりがな) 食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者兼任(変更)票」も別紙の裏 資格の種類 講習会名称 受講した講習会 年 月 日	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合														
使用水の種別 ① 水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/> 氷の処理を行う施設 <input type="checkbox"/> (ふりがな) 氷の処理者氏名 ※氷の処理する営業の場合    認定番号等														
<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>許可番号及び許可年月日</th> <th>営業の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	1 年 月 日			2 年 月 日			3 年 月 日			4 年 月 日		
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考													
1 年 月 日															
2 年 月 日															
3 年 月 日															
4 年 月 日															



新

第十一号様式  
(第十四条)

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成16年規則33号・17年25号〕、全部改正〔令和3年25号〕

第十一号様式(第十四条)  
(許可・届出共通)

※二重枠内は、必ず記載して下さい。

年 月 日  
受理番号:  
※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

営業許可申請書・営業届(廃業)

食品衛生法施行規則(第71条の2)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
(ふりがな)	(令和年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:		
施設所在地		
(ふりがな)		
施設の名称、屋号又は商号		
(ふりがな)	業種の種類	食智・食監・調・製・冷・船舶・土産・食具
食品衛生責任者の氏名 ※食品衛生法が適用された器具又は容器包装を製造する事業者は、定額した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む)	講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機の型番	業種	
HACCPの取組	※引き継ぎ業務許可を受けようとする場合に限り、 ただし、異合型そうざい製造業、食品型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
輸出品取扱施設 ※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業の形態		備考
1		
2		
3		
廃業年月日		
(ふりがな)	電話番号	
担当者氏名		

旧

第十一号様式  
(第十三条)

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成16年規則33号・17年25号〕

第十一号様式(第十三条)

食品営業許可承継届(分割)

年 月 日

千葉県知事 様

フリガナ  
名 称  
フリガナ  
代表者の氏 名  
主たる事務所の所在地  
郵便番号  
電話番号

分割による許可営業者の地位の承継について、食品衛生法施行規則第70条の規定により、次のとおり届け出ます。

分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
分割の年月日	年 月 日
営業所所在地	
現に受けている許可の番号及びその年月日	営業の種類 備 考
1 第 一 号 年 月 日	
2 第 一 号 年 月 日	
3 第 一 号 年 月 日	
4 第 一 号 年 月 日	
5 第 一 号 年 月 日	

添付書類 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書



新

旧

(削る)

第十二号様式  
(第十四条)

全部改正〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成11年規則36号・12年73号・16年33号〕

第十二号様式 (第十四条)

食品営業許可申請事項変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名 印

(法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名)

許可申請事項に変更があつたので、食品衛生法施行規則第71条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業所所在地		
(フリガナ) 営業所の名称、屋号又は 商号		
現在受けている許可の番 号及びその年月日	営業の種類	備 考
1 第 一 号 年 月 日		
2 第 一 号 年 月 日		
3 第 一 号 年 月 日		
4 第 一 号 年 月 日		
5 第 一 号 年 月 日		
変更年月日	年 月 日	
変更内 容	1 変更事項	
	2 変更前	
	3 変更後	

注 個人が届け出る場合は、押印を省略することができる。

新

旧

(削る)

第十三号様式  
(第十五条)

追加〔平成7年規則91号〕、一部改正〔平成12年規則73号・16年33号〕

第十三号様式 (第十五条)

届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名 〇 〇

(法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名)

届出するので、食品衛生法施行細則第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業所所在地			
営業所の名称、 屋号又は商号			
現に受けている許可の番 号及びその年月日	営 業 の 種 類	許 可 期 限	備 考
1 第 一 号 年 月 日		年 月 日	
2 第 一 号 年 月 日		年 月 日	
3 第 一 号 年 月 日		年 月 日	
4 第 一 号 年 月 日		年 月 日	
5 第 一 号 年 月 日		年 月 日	
原 業 年 月 日	年 月 日		

添付書類 現に交付を受けている食品営業許可証

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することが出来る。